

地域生活支援拠点等の加算について

- 地域生活支援拠点等相談強化加算（相談）
- 地域体制強化共同支援加算（地域の体制づくり）

地域生活支援拠点等相談強化加算とは？

地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により地域における生活の安心感を担保することを目的

算定基準

- 地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合
（短期入所業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度）
- 700単位/回

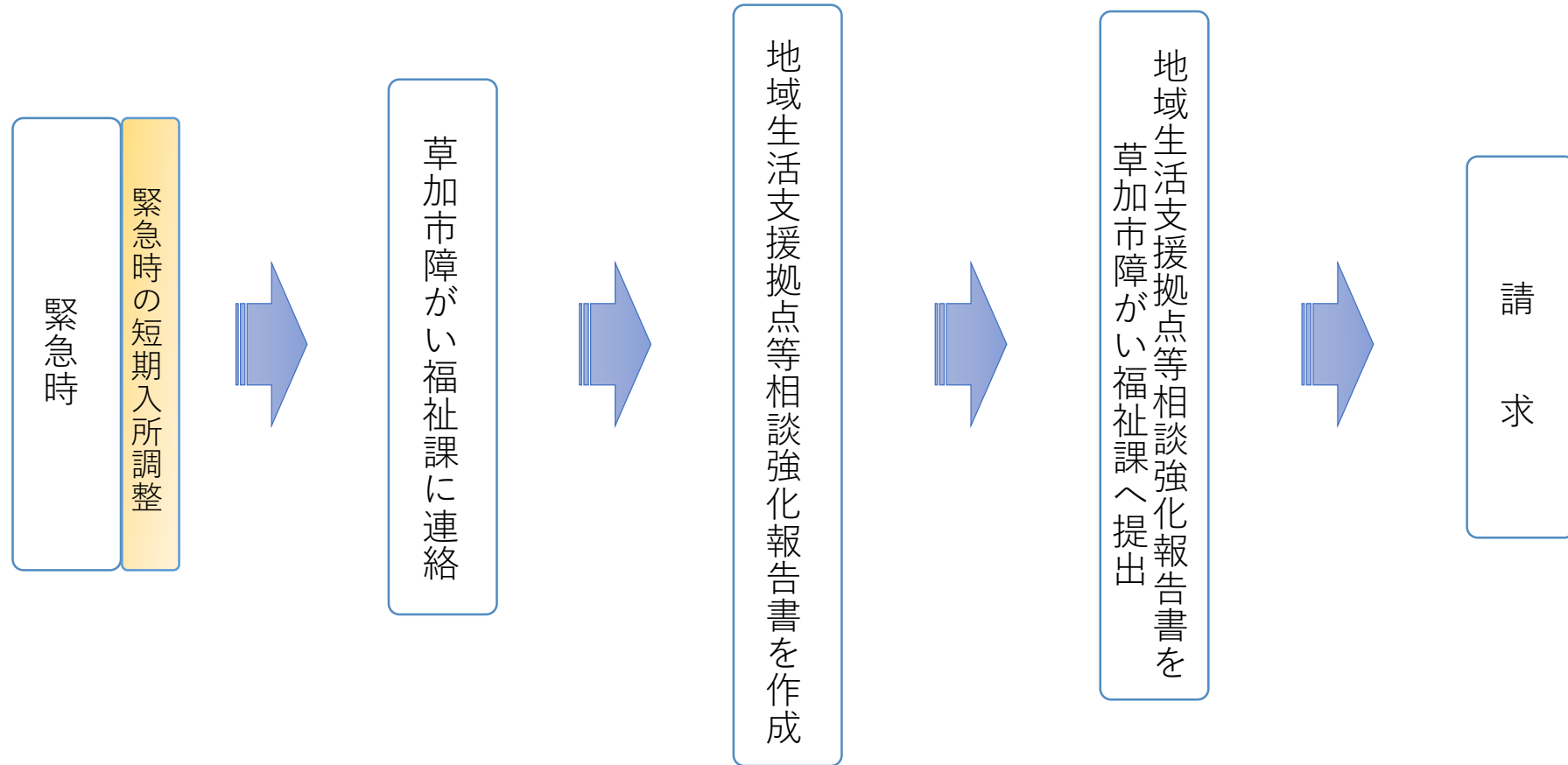
留意事項

障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するもの。

※1 指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算は算定できない。

※2 「地域生活支援拠点等相談強化報告書」を草加市障がい福祉課へ提出が必須。
別紙「地域生活支援拠点等相談強化報告書」参照。

地域生活支援拠点等相談強化加算の請求流れ



地域体制強化共同支援加算とは？

地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的

算定基準

- 地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が 支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と 共同で対応し、 協議会に報告した場合
- 2,000単位/回（月1回を限度）

報酬告示

指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等※①を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。※②）に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該対象者障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

※① 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等
⇒ 適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス

※② 法第89条の3第1項に規定する協議会
⇒ 自立支援協議会

留意事項

支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するもの。

支援困難事例

支援困難なケースは様々である。「キーワード」で考えると



- 家族 : 支援拒否、過干渉、要求、高齢化、キーパーソン不在
- 経済 : 生活保護、金銭管理
- 虐待 : 身体的、性的、心理的、放棄・放置、経済的
- 障がい特性 : 障がい特性上の困難、自傷・他害
- 医療 : 未受診、通院中断、怠薬
- 支援機関**多** : 相談支援事業所、サービス提供事業所等、（基幹、市）

地域体制強化共同支援加算の請求流れ

